

Title	法学的知識・心理学的知識の字義的理解と受容が有罪無罪判断に及ぼす影響
Sub Title	The influence of understanding and acceptance of criminal procedure code and psychological knowledge on judgement of guilt or innocence
Author	山崎, 優子(Yamasaki, Yūko)
Publisher	三田哲學會
Publication year	2020
Jtitle	哲學 (Philosophy). No.144 (2020. 3) ,p.177- 199
JaLC DOI	
Abstract	<p>The purpose of this research is to clarify how understanding and acceptance of knowledge, which is necessary in order to judge the innocence or guilt of a defendant, influences decisions of lay judges. To make an appropriate judgment, lay judges are required to understand the Criminal Procedure Code. Furthermore, when judging the reliability of an eyewitness testimony, lay judges are required to understand the psychology related to eyewitness testimony research, and judge accordingly. However, previous research has shown that lay judges often do not fully understand this knowledge, and further, even if they have adequate knowledge, it is difficult for them to judge correspondingly. In this study, the influence of understanding and acceptance of the above knowledge on legal judgment of lay judges was ascertained through a mock trial experiment. In which participants of 42 university and graduate students were randomly assigned to teaching condition or non-teaching condition. And only the participants of teaching condition received a short teaching on the above knowledge. Results showed that even if understanding increased through teaching, acceptance did not necessarily increase (Hypothesis 1) . Further, there was no difference in the judgment of guilt or innocence after deliberation based on the presence or absence of teaching (Hypothesis 2). Moreover, understanding of the knowledge did not affect the judgment of guilt, but acceptance of the same influenced it (Hypothesis 3). This research concluded that it is necessary for lay judges to increase their acceptance of related knowledge in order to make an appropriate judgment.</p>
Notes	特集：伊東裕司教授 退職記念号

	寄稿論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00150430-00000144-0177

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法学的知識・心理学的知識の
字義的理解と受容が
有罪無罪判断に及ぼす影響

山 崎 優 子*

**The Influence of Understanding and Acceptance of
Criminal Procedure Code and Psychological Knowledge on
Judgement of Guilt or Innocence**

Yuko Yamasaki

The purpose of this research is to clarify how understanding and acceptance of knowledge, which is necessary in order to judge the innocence or guilt of a defendant, influences decisions of lay judges. To make an appropriate judgment, lay judges are required to understand the Criminal Procedure Code. Furthermore, when judging the reliability of an eyewitness testimony, lay judges are required to understand the psychology related to eyewitness testimony research, and judge accordingly. However, previous research has shown that lay judges often do not fully understand this knowledge, and further, even if they have adequate knowledge, it is difficult for them to judge correspondingly. In this study, the influence of understanding and acceptance of the above knowledge on legal judgment of lay judges was ascertained through a mock trial experiment. In which participants of 42 university and graduate students were randomly assigned to teaching condition or non-teaching condition. And only the participants of teaching condition received a short teaching on

* 立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構

the above knowledge. Results showed that even if understanding increased through teaching, acceptance did not necessarily increase (Hypothesis 1). Further, there was no difference in the judgment of guilt or innocence after deliberation based on the presence or absence of teaching (Hypothesis 2). Moreover, understanding of the knowledge did not affect the judgment of guilt, but acceptance of the same influenced it (Hypothesis 3). This research concluded that it is necessary for lay judges to increase their acceptance of related knowledge in order to make an appropriate judgment.

Key Words: Eyewitness testimony, mock trial, understanding and acceptance

刑事裁判で被告人の有罪無罪を決定するにあたっては、推定無罪（無罪推定）や黙秘権など刑事訴訟法に定められた原則にもとづかなければならない。これらの法律の理解が不十分であれば、有罪無罪を適切に判断することはできない。目撃証言の信頼性が争点となる場合には、法律の理解に加えて、目撃証言研究で得られた知見についての理解も必要となる。目撃証言研究の歴史は古く、日本においても植松正（1939）が静止画を使った実験を実施し、人の記憶の不確かさを明らかにしている。目撃証言研究の重要性の認識は、DNA 鑑定的发展によって高まったといえるだろう。Wells et al. (1998) は DNA 鑑定によってえん罪が明らかになった 40 件のうち 90% にあたる 36 件において、誤った目撃証言が関与していることを明らかにした。また、Brandon (2013 笹倉・豊崎・本庄・徳永 2014) は、有罪確定後に DNA 鑑定によってえん罪が明らかとなった 250 人のうち 76% に当たる 190 人が誤った目撃証言の被害者であること、190 人のうち 36% に当たる 68 人が複数の目撃者によって犯人であると識別されていたことを明らかにした。誤った目撃証言は司法の公正性を阻む重大な問題である。心理学者らはこの問題に関心を示し、目撃証言の信頼性に影響する要因を明らかにしてきた。Loftus & Palmer (1974) は、自動車事故を見た被験者の車のスピードや、車の破損状態についての記憶

が、質問の仕方によって変容すること（語法効果）、Loftus, Loftus, & Messo (1987) は、犯人が凶器（ピストル）を持っている場合、そうでない場合と比べて、犯人の顔の記憶成績が低下すること（凶器注目効果）、Ross, Ceci, Dunning, & Toglia (1994) は、事件の目撃者が、事件とは無関係な既知の人物を犯人と誤って認識する現象（無意識的転移）を明らかにした。「確信の強さは目撃者の記憶の正確さの指標となりえるか」の問題については多くの研究がみられる。伊東・矢野（2005）は、常にではないがなりえるとし、その前提として、確信度を重視しすぎないこと、目撃者から最初に供述を得る際に適切な方法で聴取し、その記録を保管することなどの条件をクリアしなければならないとした。一方、Tredoux, Meissner, Malpass, & Zimmerman (2004) は、当該問題については肯定・否定の両結果が得られていること、目撃者の確信の強さは変化しうるものであることなどから、確信の強さを目撃証言の信頼性の指標にできないとした。このように数多くの目撃証言研究が行われてきたが、各知見の信頼性に対する専門家の認識は一様ではない。Kassin, Ellsworth, & Smith (1989) は、目撃証言研究の専門家を対象に調査を実施し、研究知見について信頼できる程度は、「語法効果」(97%)、「無意識的転移」(85%)、「記憶の正確性と確信の強さ（確信の強さは記憶の正確性と関連しない）」(87%)、「目撃時間（目撃していた時間が長いほど事件についての記憶は正確である）」(85%)と、いずれも80%以上と高いが、「凶器注目効果」(57%)の信頼性は低いことを明らかにした。彼らの研究から12年後、Kassin, Tubb, Hosch, & Memon (2001) は、同様の調査を実施している。そして、「語法効果」(98%)、「無意識的転移」(81%)、「記憶の正確性と確信の強さ」(87%)、「目撃時間」(81%)、「凶器注目効果」(87%)、「アルコールの影響（アルコールを摂取すると記憶の正確性が低下する）」(90%)の信頼性が高く評価されていることを明らかにした。

日本においては、2009年に裁判員制度が開始され、市民が刑事裁判で、

目撃証言の信頼性を評価する可能性が生じることとなった。しかし、刑事訴訟法に関する原則や目撃証言研究で得られた知見に関する市民の知識は正確とはいえない（岡田・仲・藤田，2006a, 2006b, 2007; 仲，2009）。専門的知識をもたない市民の場合、上記知識の多くは馴染みのないものであったと思われるが、目撃証言研究に関する知見については、経験則が上記知識の正確性に影響したのかもしれない。たとえば、アルコールの摂取による記憶力の低下については、成人ならば経験上理解するのは容易だと思われる。また、話者の態度とその言動の信頼性との関係については、多くの人が経験的知識として保持していると思われる。実際、Wells, Ferguson, & Lindsay (1981) は、大学生を対象にした模擬裁判実験を実施し、確信をもって話す目撃証言者が信頼される傾向にあることを明らかにしている。経験則は、過去の経験から、時間をかけて築き上げられた素朴概念と捉えられるが、いったん身についた素朴概念は排除することが難しい（Clark, 1987; 麻柄，2006）。そのため、様々な研究知見に対して、理解の程度や納得の程度にちがいが生じ、専門家による教示の効果も一様ではないかもしれない。大学生を対象にした模擬裁判実験の結果から、刑事訴訟法に関する原則や目撃証言研究で得られた知見を教示されると、理解度は高まるが、当該知見にもとづいて有罪無罪を判断することは困難であることが明らかにされている（山崎・仲，2008; Yamasaki, 2010）。この結果は、知識の字義的理解が高まった一方で、知識の受容度（どの程度納得できるか）が高まらなかったことに拠るのかもしれない。そのため、上記知識にもとづいて有罪無罪判断を下すためには、字義的理解だけでは不十分で、受容度を高める必要があったのかもしれない。つまり、知識と有罪無罪判断との関係は、知識についての字義的理解と受容度の2つの観点から検討する必要があると思われる。しかし、評議によって有罪無罪が決定される裁判員裁判において、上記知識に対する受容度が裁判員間で様でない場合には、当該知識にもとづいて有罪無罪が決定される可能性は低いと

考えられる。Stasser & Stewart (1992) は、評議において、全員が情報を共有する場合と異なり、一部の者が情報を分散してもつ場合、当該情報にもとづいて結論を導き出すのは困難であることを明らかにしている（この現象を、隠されたプロフィール (Hidden Profiles) という）。評議では、メンバーが共有する情報を中心に取り上げるため、評議前の判断が継続する傾向にある (Stasser, Tayler, & Hannna, 1989)。Fujita & Hotta (2011) は、模擬裁判実験を行い、事実認定に関わる特定の情報を一部のメンバーだけが持つ場合、そのメンバーが評議体において発言力の強い中心的人物である場合にかぎって、当該情報が他のメンバーと共有されることを明らかにしている。

以上をふまえ、本研究では、刑事訴訟法に関する法学的知識と多くの専門家に受け入れられている目撃証言に関する心理学的知識の理解を 字義的理解と受容に分けて捉えなおす。そして、目撃証言の信頼性が争点となる模擬裁判を実施して、当該知識の字義的理解と受容が有罪無罪判断に及ぼす影響を明らかにする。本研究で検討するのは、次の3つの仮説である。

- 仮説 1. 教示によって、法学的知識と心理学的知識の字義的理解が高まっても、必ずしも受容の程度は高まらない。
- 仮説 2. 当該知識の教示が、評議後の有罪無罪判断に影響を及ぼすことは困難である。
- 仮説 3. 有罪無罪判断に、当該知識の字義的理解は影響しないが、受容の程度が影響する。

上記の仮説を検証するために、まず、受容度（受容の程度）が低い法学的知識と心理学的知識を抽出する（研究 1）。次に、抽出した知識について、仮説 1～3 が支持されるかを模擬裁判実験の実施によって検討する（研究 2）。

研究 1 (質問紙調査)

受容度の低い法学的知識と心理学的知識を抽出するために、質問紙調査を実施した。方法、結果は下記のとおりであった。

方法

参加者

大学学部授業の受講生 42 人 (平均 20.36 歳, $SD=.75$) が調査に協力した。調査は授業中に実施された。

材料

質問紙を使用した。質問紙の内容は、岡田ら (2006b) が調査で使用した刑事訴訟法に関する法学的知識 12 項目 (Table 1 の①~⑫) と目撃証言研究に関する心理学的知識 11 項目 (Table 2 の①~⑪) を命題として提示し、正誤判断 (5 件法: 1 全くの間違い~5 非常に正しい)、受容度 (命題が正しいと納得できる程度) (5 件法: 1 全く納得できない~5 非常に納得できる) を問うものであった。なお、命題の表現は岡田ら (2006b) の調査とは一部異なった。

手続き

参加者は配付された質問紙に回答した。質問紙は回答後に回収された。所要時間はおよそ 15 分であった。

結 果

法学的知識、心理学知識それぞれについて、正誤と受容度の評定値が知識項目によって異なるかを確かめるために下記の分析を行った。まず、「正命題」については、正誤判断の評定値を“正得点”、受容度の評定値を“受容得点”とした。「誤命題」については、1 から 5 の範囲で評定値が低

Table 1. 法学的知識の正得点・受容得点・正得点と受容得点との相関係数(スピアマンの相関係数)・受容率(研究1).

知識項目	命題(正誤)	正得点 (標準偏差)	受容得点 (標準偏差)	スピアマンの 順位相関係数	受容率 (人数)
①推定無罪の原則	裁判では、被告人は、法廷で証拠により有罪であると証明されるまで、無罪と推定される。(正)	3.56 (1.13)	3.11 (1.06)	.37*	39% (14)
②自由心証主義	裁判では、証拠が信用できるかどうかは、自由に判断することができる(正)	3.03 (1.13)	3.08 (1.11)	.62**	33% (12)
③起訴状	裁判の最初に、検察官が読む起訴状は、証拠である(誤)	3.22 (1.05)	3.14 (.96)	.60**	22% (8)
④証言	裁判では、法廷で証人が証言する内容は、証拠である(正)	3.08 (.87)	2.94 (.92)	.45**	31% (11)
⑤立証責任	裁判では、被告人は、自分が無罪であることを証明する責任がある(誤)	3.19 (1.12)	2.89 (1.06)	.47**	25% (9)
⑥黙秘権	裁判では、被告人が黙秘したとしても、これだけで、被告人を犯人扱いしてはいけない(正)	4.17 (.77)	3.61 (.96)	.45**	61% (22)
⑦自白供述	裁判では、被告人の供述だけしか証拠がない場合には、この供述に基づいて、被告人を有罪とすることができる(誤)	3.56 (1.08)	3.56 (1.00)	.64**	47% (17)
⑧供述の任意性	裁判では、被告人の意思に反して無理やり供述させられたことであれば、証拠とはならない(正)	3.83 (1.21)	3.58 (1.18)	.70**	61% (22)
⑨証明の程度	裁判では、「有罪の証拠がある」というだけでなく、その証拠から検察がどの程度、有罪を証明できているかを判断する必要がある(正)	3.69 (.92)	3.58 (.91)	.81**	47% (17)
⑩合理的疑い	刑事裁判で、「もしかしたら有罪でないかもしれない」という疑問があっても、被告人を有罪とすることができる(誤)	3.47 (.91)	3.39 (1.05)	.42*	47% (17)
⑪うわさ	裁判では、うわさを証拠とすることはできない(正)	3.86 (.96)	3.86 (.87)	.73**	61% (22)
⑫供述調書	裁判では、被告人の供述を内容とする文書は、証拠となることがある(正)	3.44 (.84)	3.31 (.86)	.65**	50% (18)

Note. $N=39$, * $p<.05$, ** $p<.01$

Table 2. 心理学知識の正得点・受容得点・正得点と受容得点との相関係数・受容率 (研究1).

知識項目	命題 (正誤)	正得点 (標準偏差)	受容得点 (標準偏差)	スピアマンの 順位相関係数	受容率 (人数)
①写真同定	数多くの写真から目撃者が選んだ人は、確実に犯人である (誤)	3.46 (.97)	2.95 (1.12)	.19	31% (12)
②恐怖体験	強い恐怖を引き起こした体験の出来事は、普段の記憶よりも正確である (誤)	3.15 (1.18)	2.79 (1.13)	.32*	23% (9)
③目撃時間	目撃者が事件を観察した時間が短ければ短いほど、目撃者は事件についてあまり思い出せないだろう (正)	3.03 (1.09)	3.21 (.95)	.49**	28% (11)
④アロール	アロールを摂取すると、あとで人物や出来事を想起する能力を損なう (正)	3.77 (.90)	3.72 (.83)	.83**	59% (23)
⑤事後情報効果	出来事についての目撃証言は、目撃者が実際に見たものではなく、のちに得られた情報の影響も反映する (正)	3.74 (.72)	3.51 (.88)	.58**	64% (25)
⑥記憶の弁別	真の記憶と虚偽の記憶を信頼性をもって区別することは可能である (誤)	3.15 (.84)	3.03 (.74)	.28	18% (7)
⑦無意識的転移	目撃者は別の状況や文脈で見た人物を、犯人として識別することができる (正)	3.33 (.96)	3.41 (.97)	.61**	49% (19)
⑧凶器注目効果	凶器の存在は、目撃者により、犯人の顔の識別の正確性を損なわせる (正)	3.38 (.81)	3.38 (.88)	.57**	38% (15)
⑨確信の強さ	目撃者の確信度が高いからといって、証言が正確であるとは限らない (正)	3.82 (.79)	3.74 (.72)	.63**	64% (25)
⑩証言の繰返し	繰り返して証言するうちに、記憶は正確になる (誤)	3.54 (1.21)	3.15 (1.29)	.51**	44% (17)
⑪記憶の頑健性	記憶はビデオやテーブルコーダーのようなものであり、一度体験したことを忘れない (誤)	4.15 (1.06)	3.51 (1.50)	.39*	54% (21)

Note. $N=39$, * $p<.05$, ** $p<.01$

いほど得点が高くなるように、6から正誤判断の評定値を引いた数値を“正得点”，6から受容度の評定値を引いた数値を“受容得点”とした。そして，“受容得点”が4以上であった参加者の割合を“受容率”として算出した。なお，法学知識については6人，心理学知識については3人を回答に抜けがあったため分析対象から除外した。

法学的知識

法学的知識の“正得点”，“受容得点”を Table 1 に示した。Table 1 によると，“正得点”については，②自由心証主義 (3.03)，④証言 (3.08) の順で低く，⑥黙秘権 (4.17) が最も高かった。“受容得点”については，⑤立証責任 (2.89)，④証言 (2.94) の順で低く，⑪うわさ (3.86) が最も高かった。また，“正得点”と“受容得点”についてスピアマンの順位相関係数を求めて有意相関検定を行った結果，すべての項目が有意であった ($p < .05$)。“受容率”については，③起訴状 (22%)，⑤立証責任 (25%)，④証言 (31%)，②自由心証主義 (33%)，①推定無罪の原則 (39%) の順で低く，いずれも 40% 以下であった。

心理学知識

心理学的知識の“正得点”，“受容得点”を Table 2 に示した。Table 2 によると，“正得点”については，③目撃時間 (3.03)，②恐怖体験 (3.15) 及び⑥記憶の弁別 (3.15) の順で低く，⑪記憶の頑健性 (4.15) が最も高かった。“受容得点”については，②恐怖体験 (2.79)，①写真同定 (2.95) の順で低く，⑨確信の強さ (3.74)，④アルコール (3.72) の順で高かった。“正得点”と“受容得点”についてスピアマンの順位相関係数を求めて有意相関検定を行った結果，①写真同定と⑥記憶の弁別以外の全ての項目において有意であった ($p < .05$)。“受容率”については，⑥記憶の弁別 (18%)，②恐怖体験 (23%)，③目撃時間 (28%)，①写真同定 (31%)，

⑧凶器注目効果（38%）の順で低く、いずれも40%以下であった。

考 察

法学的知識、心理学的知識ともに、“正得点”、“受容得点”は、項目によってちがいがあがるものの、十分に高いとはいえなかった。“正得点”と“受容得点”の関係をみると、①写真同定、⑥記憶の弁別以外のすべての知識項目において、有意な正の相関がみられ、知識が正確であるほど受容の程度も高いことが示された。受容率については、法学的知識は12項目中5項目、心理学的知識は11項目中5項目が40%以下と低かった。

研究2（模擬裁判実験）

研究1で抽出した受容率の低かった項目を用いて、上記の3つの仮説について検討を行う。研究2で取上げた法学的知識は受容率の低かった5項目であった（Table 3）。また、心理学的知識は、受容率の低かった5項目のうち、模擬公判で示される目撃証言と関連のうすい「恐怖体験」を除き、関連のある3項目（「アルコール」、「事後情報効果」、「無意識的転移」）を加えた計7項目であった（Table 3）。なお、命題の表現は一部、よりわかりやすい表現に改めた。法学的知識「証人の証言」については、「有罪無罪の判断材料にできる」という一文を加えた。

方 法

参加者

大学生及び大学院生92人（平均21.28歳、 $SD=2.05$ ）が実験に参加した。参加者の中に法律を専門とする大学院生は含まれなかった。参加者はレクチャー有条件（知識のレクチャーを受ける）とレクチャー無条件（知識のレクチャーを受けない）に無作為に振り分けられた。

Table 3. 法学的知識と心理学的知識の理解・受容 (研究2).

		理解								
知識項目	レク 有条件		レク 無条件	レク有条件 時期の主効果			模擬裁判後 条件の主効果			
	前	後	後	F	P	η^2	F	P	η^2	
	法学的知識	①推定無罪の原則	2.77 (.50)	2.96 (.28)	2.79 (.48)	5.43	.02	.05	.61	.04
②自由心証主義		2.06 (.86)	2.85 (.50)	2.27 (.75)	38.64	.00	.24	17.60	.00	.17
③起訴状		2.19 (.86)	2.81 (.56)	2.33 (.73)	16.49	.00	.15	11.29	.00	.12
④証人の証言		2.52 (.77)	2.75 (.62)	2.64 (.64)	4.52	.04	.03	.65	.42	.01
⑤立証責任		2.37 (.76)	2.83 (.51)	2.30 (.76)	12.58	.00	.11	14.19	.00	.15
心理学的知識	①写真同定	2.85 (.41)	3.00 (.00)	2.73 (.57)	7.16	.01	.07	11.82	.00	.12
	②凶器注目効果	2.08 (.83)	2.85 (.50)	1.97 (.80)	34.69	.00	.24	38.15	.00	.31
	③目撃時間	1.96 (.78)	2.73 (.62)	2.00 (.74)	42.15	.00	.23	23.41	.00	.22
	④アルコール	2.81 (.56)	2.98 (.14)	2.85 (.44)	4.56	.04	.04	4.06	.05	.05
	⑤事後情報効果	2.90 (.35)	2.98 (.14)	3.00 (.00)	2.04	.16	.02	.63	.43	.01
	⑥記憶の弁別	2.37 (.65)	2.62 (.71)	2.39 (.69)	4.39	.04	.03	1.95	.17	.02
	⑦無意識的転移	2.89 (.32)	2.96 (.19)	2.91 (.29)	2.04	.16	.02	.99	.32	.01
		受容								
知識項目	レク 有条件		レク 無条件	レク有条件 時期の主効果			模擬裁判後 条件の主効果			
	前	後	後	F	P	η^2	F	P	η^2	
	法学的知識	①推定無罪の原則	4.52 (.67)	4.64 (.48)	4.39 (.65)	.35	.18	.01	3.74	.06
②自由心証主義		4.00 (1.04)	4.15 (.99)	3.79 (1.01)	1.11	.30	.01	2.66	.11	.03
③起訴状		4.50 (.80)	4.39 (.86)	3.82 (1.14)	.72	.40	.00	6.62	.01	.07
④証人の証言		3.83 (1.00)	4.00 (.96)	4.24 (1.02)	1.54	.22	.01	1.20	.28	.01
⑤立証責任		4.25 (.87)	4.00 (1.21)	3.79 (1.17)	2.60	.11	.01	.62	.43	.01
心理学的知識	①写真同定	4.67 (.51)	4.67 (.47)	4.46 (.66)	1.00	—	.00	3.12	.08	.04
	②凶器注目効果	4.37 (.71)	4.15 (.91)	3.67 (1.09)	2.34	.13	.02	4.84	.03	.06
	③目撃時間	3.89 (1.03)	4.14 (.88)	3.79 (.98)	4.64	.04	.02	2.82	.10	.03
	④アルコール	4.67 (.70)	4.67 (.55)	4.55 (.66)	1.00	—	.00	.92	.34	.01
	⑤事後情報効果	4.65 (.62)	4.73 (.56)	4.70 (.46)	.61	.44	.00	.08	.77	.00
	⑥記憶の弁別	4.15 (1.01)	4.33 (.94)	4.39 (.85)	1.25	.27	.01	.11	.74	.00
	⑦無意識的転移	4.54 (.57)	4.64 (.56)	4.67 (.47)	.93	.34	.01	.07	.79	.00

Note. レク=レクチャー, 前=レクチャー実施時, 後=模擬裁判後
() 内は標準偏差

材料

(A) 質問紙, (B) パワーポイント画面, (C) 模擬公判 DVD, の3点であった。

(A) 質問紙は, ①～④の4種類あった。それぞれ, Table 3に示した各知識項目の①理解度(3件法: 1正しい, 2判断がつかない, 3間違い)とその正誤を示して②受容度(3件法: 1全く納得できない～5非常に納得できる)を問う内容に加え, ③有罪無罪の判断及びその確信の強さ(5件法: 1非常に弱い確信～5非常に強い確信), ④有罪無罪を判断する際に各知識を考慮した程度(5件法: 1全く考慮しなかった～5非常に考慮した)を問う内容であった。

(B) 各知識についての解説に加え, 誤判2事例(札幌市郊外で発生した三郵便局強盗等事件, 下田缶ビール事件。いずれも事件の目撃者が確信をもって容疑者が犯人だと判断したが, 後に真犯人が明らかとなった)(渡辺, 1992)の概要を示したパワーポイント画面の計42枚(レクチャー有条件にのみ提示)と, 裁判員裁判の概要を示したパワーポイント画面(両条件に提示)の計4枚であった。

(C) 模擬公判 DVDの概要は下記のとおりであった。

被告人は, 元妻をナイフで殺害した容疑で起訴された。公判では, 検察側証人2人と弁護側証人1人が, 事件発生時刻頃, それぞれ異なる場所で被告人を見たと言明した。検察側証人の1人は, 飲酒した帰りに被告人とぶつかった際に手に血がついたと述べ, 事件報道を見た後に警察に通報していた。物的証拠はなかった(1時間28分)。

手続き

事前説明, 模擬裁判の順に実施した。具体的な内容は下記のとおりであった。

事前説明 参加者は, 同じ条件の3～8人のグループ毎に事前説明を受

けた。レクチャー有条件の参加者は、最初に実験概要についての説明を受けた。次に、質問紙①に回答し、質問紙①が回収された後にレクチャーを受けた。レクチャーの内容は、質問紙①の知識項目、及び、誤った目撃証言が原因で冤罪となった2事例についての解説であった。実験概要の説明およびレクチャーは、実験者がパワーポイント画面を前面スクリーンに提示するとともに口頭で行った。その後、参加者は配布された質問紙②に回答し、回答後に質問紙は回収された。所要時間は約45分であった。レクチャー無条件の参加者も、実験概要についての説明を受けたが、レクチャーは受けなかった。また、質問紙①、②は配布されなかった。所要時間は約25分であった。

模擬裁判 事前説明実施の約一週間後、参加者は、同じ条件の6人あるいは5人で構成されるグループ毎に模擬裁判に参加した（12グループが6人構成、4グループが5人構成であった）。参加者は、最初に、裁判員の立場から公判内容を視聴し、その後評議で有罪か無罪かの判断を決定すること、公判内容の視聴時にメモを取ってもよいとの説明を受けた。そして模擬公判DVDを視聴後、5分の休憩をはさんで有罪か無罪かについての評議に参加した。評議では裁判官役は設けず、最初に参加者全員が有罪無罪の判断と簡単な理由を述べ、フリーディスカッションを行った。評議は45分～60分の範囲で、評議が尽くされたとグループで判断した場合は、その時点で評議を終了した。評議終了後、実験者は参加者に対して、最終的な有罪無罪の判断を挙手によって求めた。最後に、参加者は配布された質問紙に①、②、③、④の順で回答し、回答後に質問紙は回収された。所要時間は約3時間30分であった。

結 果

法学的知識と心理学的知識のレクチャーが、理解度、受容度、有罪無罪の判断、(判断の際に)知識を考慮する程度に影響したかを明らかにし、

有罪無罪の判断と各評定値との関係を明らかにするために、下記の分析を行った。なお、質問紙に記入漏れのあった7人を分析対象から除外した(分析対象は計85人であった)。

法学的知識と心理学的知識の理解度(レクチャー実施の効果)

レクチャーによって、法学的知識と心理学的知識の理解度が高まったかについて確かめる。なお、参加者の評定値(1正しい, 2判断がつかない, 3間違い)は, 1(間違って命題の正誤を判断), 2(2判断がつかないを選択), 3(正しく命題の正誤を判断)に変換して, 理解度とした。

法学的知識の理解度 まず, レクチャー有条件の理解度がレクチャー実施前と模擬裁判後で異なるかを確かめるために, 各項目(Table 3の5項目)について, 時期(レクチャー実施前 vs. 模擬裁判後)を要因とする1要因の分散分析を行った。その結果, すべての項目が有意であった($p < .05$)。次に, 模擬裁判後の理解度が, 条件間で異なるかを確かめるために, 各項目について, 条件(レクチャー有 vs. レクチャー無)を要因とする1要因の分散分析を行った。その結果, ④証人の証言をのぞくすべての項目が有意であった($p < .05$) (Table 3)。

以上, ④証人の証言は, レクチャー実施の効果が一部みられた。それ以外のすべての項目においては, レクチャー実施の効果がみられた。

心理学的知識の理解度 法学的知識と同様に, レクチャー有条件の理解度がレクチャー実施前と模擬裁判後で異なるかを確かめるために, 各項目(Table 3の7項目)について, 時期(レクチャー実施前 vs. 模擬裁判後)を要因とする1要因の分散分析を行った。その結果, ⑤事後情報効果, ⑦無意識的転移をのぞくすべての項目において, 有意であった($p < .05$)。次に, 模擬裁判後の理解度が, 条件間で異なるかを確かめるために, 各項目について, 条件(レクチャー有 vs. レクチャー無)を要因とする1要因の分散分析を行った。その結果, ①写真同定, ②凶器注目効果, ③目撃時

間において有意であった ($p < .05$) (Table 3).

以上, ①写真同定, ②凶器注目効果, ③目撃時間は, レクチャー実施の効果のみ見られた. ④アルコール, ⑥記憶の弁別については, レクチャー実施の効果の一部のみ見られた.

法学的知識と心理学的知識の受容度 (レクチャー実施の効果)

レクチャーによって, 法学的知識と心理学的知識の受容度が高まったかについて確かめる.

法学的知識の受容度 まず, レクチャー有条件の, 受容度がレクチャー実施直後と模擬裁判後で異なるかを確かめるために, 各項目 (Table 3 の 5 項目) について, 時期 (レクチャー実施直後 vs. 模擬裁判後) を要因とする 1 要因の分散分析を行った. その結果, すべての項目において有意な効果がみられなかった ($p > .10$). 次に, 模擬裁判後の受容度が, 条件によって異なるかを確かめるために, 各項目について, 条件 (レクチャー有 vs. レクチャー無) を要因とする 1 要因の分散分析を行った. その結果, ③起訴状のみ有意であった ($p < .05$).

以上, ③起訴状については, レクチャーの効果のみ見られたが, その他の項目については, レクチャーの効果はみられなかった.

心理学的知識の受容度 法学的知識と同様に, レクチャー有条件の受容度がレクチャー実施直後と模擬裁判後で異なるかを確かめるために, 各項目 (Table 3 の 7 項目) について, 時期 (レクチャー実施直後 vs. 模擬裁判後) を要因とする 1 要因の分散分析を行った. その結果, ③目撃時間のみ有意であった ($p < .05$). 次に, 模擬裁判後の受容度が, 条件によって異なるかを確かめるために, 各項目について, 条件 (レクチャー有 vs. レクチャー無) を要因とする 1 要因の分散分析を行った. その結果, ②凶器注目効果のみ有意であった ($p < .05$).

以上, ②凶器注目効果については, レクチャーの効果のみ見られたが, そ

他の項目については、レクチャーの効果はみられなかった。

有罪無罪判断

レクチャー有条件とレクチャー無条件で有罪判断率（有罪判断を下した者の割合）が異なるかを確かめるために、カイ二乗検定を行ったが、有意な効果は得られなかった（ $\chi^2_{(1)}=.03, p>.05, \phi=.02$ ）（平均 19%）。次に、有罪か無罪かの判断とその判断の確信の強さの値を次元上の尺度に変換し（-4.50（無罪判断で確信 5）～4.50（有罪判断で確信 5）、これを有罪確信とした。そして有罪確信について、条件を要因とする 1 要因の分散分析を行ったが、有意な効果は得られなかった（ $F(1, 83)=1.15, p>.05, \eta^2=.01$ ）（平均 -1.46, $SD=2.14$ ）。

以上、有罪無罪判断に、レクチャーの実施の有無が影響することはなかった。

有罪無罪判断を行う際の法学的知識と心理学的知識の考慮

（有罪無罪判断を下す際に）法学的知識と心理学的知識を考慮した程度が、レクチャー実施の有無によって異なるかについて確かめる。

法学的知識の考慮 各項目（Table 4 の 5 項目）について、条件（レクチャー有 vs. レクチャー無）を要因とする 1 要因の分散分析を行った。その結果、②自由心証主義のみ、有意であった（ $p<.05$ ）（Table 4）。

レクチャー実施によって、有罪無罪判断に際に考慮する程度が高まったのは、②自由心証主義のみであった。

心理学的知識の考慮 法学的知識と同様に、各項目（Table 4 の 7 項目）について、条件（レクチャー有 vs. レクチャー無）を要因とする 1 要因の分散分析を行った。その結果、④アルコール、⑥記憶の弁別のみ、有意であった（ $ps<.05$ ）（Table 4）。

レクチャー実施によって、有罪無罪判断の際に考慮する程度が高まった

Table 4. 法学的知識と心理学的知識の考慮（研究2）.

	レクチャー		条件の主効果			
	有条件	無条件	F	P	η^2	
法学的知識	①推定無罪の原則	4.23 (.83)	3.88 (.89)	3.42	.07	.04
	②自由心証主義	4.17 (.90)	3.70 (.88)	5.72	.02	.06
	③起訴状	3.27 (1.19)	3.18 (1.16)	.11	.74	.00
	④証人の証言	3.98 (1.06)	4.12 (.65)	.47	.50	.01
	⑤立証責任	2.95 (1.24)	2.91 (1.33)	.01	.91	.00
心理学的知識	①写真同定	4.19 (.89)	3.85 (.97)	2.82	.10	.03
	②凶器注目効果	3.02 (1.36)	2.82 (1.26)	.46	.50	.01
	③目撃時間	3.56 (1.23)	3.30 (1.11)	.94	.34	.01
	④アルコール	4.65 (.56)	4.33 (.78)	4.90	.03	.06
	⑤事後情報効果	4.73 (.56)	4.61 (.50)	1.08	.30	.01
	⑥記憶の弁別	4.13 (.89)	3.73 (.94)	4.05	.05	.05
	⑦無意識的転移	4.31 (.88)	4.39 (.56)	.26	.62	.00

Note. () 内は標準偏差

のは、④アルコール、⑥記憶の弁別のみであった。

有罪確信、知識の理解度、受容度、判断する際の考慮の程度との関係

有罪無罪判断と各評定値との関係を明らかにするために、両条件の有罪確信と、知識の理解度、受容度、（有罪無罪の判断を下す際の）考慮の程度の評定値間でスピアマンの順位相関係数を求め、有意相関検定を行った。理解度、受容度、考慮の程度の評定値は、法学的知識については、5項目の評定平均値、心理学的知識については、7項目の評定平均値とした（Table 5 参照）。

Table 6 に有意相関検定の結果を示した。Table 6 によると、有罪確信と有意な相関がみられたのは、心理学的知識の受容度のみである。そして、心理学的知識の受容度は、すべての項目との間に有意な相関がみられる。一方、法学的知識の受容度は、法学的知識の理解度、法学的知識と心

心理学的知識の考慮の程度とも有意な相関がみられる。

さらに、これらの結果をふまえ、各評定値間の関係を表すモデルについて検討した。モデルの構築にあたっては、心理学的知識と法学的知識の受容度が、各知識の考慮の程度、理解度に影響し、心理学的知識の受容度が他のすべての評定値に影響すると仮定し、パス解析を行った。Figure 1 は最終的に得られたモデルである ($\chi^2_{(14)}=22.13, p=.08, GFI=.93, AGFI=.86, CFI=.94, RMSEA=.08, AIC=50.12, RMR=.04$) (数値は標準化推定値)。

Figure 1 は、有罪確信に影響するのが、心理学的知識の受容度であることを示している。つまり、心理学的知識の受容度が高いほど、有罪確信は低下している。また、両知識とも、受容度の高まりが、それぞれの知識の考慮の程度、理解度を高め、両知識の受容度は共分散関係にあることを示している。

考 察

レクチャーによる知識の教示によって、一部の知識の理解度が高まった。しかし、必ずしも当該知識の受容度が高まることはなかった。また、有罪無罪判断や判断を下す際に知識を考慮する程度に影響を及ぼすことはなかった。パス解析の結果から、有罪無罪判断に影響を及ぼすのは、心理学的知識の受容度であること、心理学的知識の受容度と法学的知識の受容度は共分散の関係にあることが示された (Figure 1)。すなわち、目撃証言の信頼性が争点となる模擬裁判では、関連する心理学的知識の受容度が高いほど無罪判断が下される傾向が強まった。

総合考察

研究2で実施した模擬裁判実験の結果は、3つの仮定をおおむね支持するものであった。すなわち、教示によって法学的知識と心理学的知識の字義的理解が高まっても、必ずしも受容の程度は高まらなかった (仮説1)。

Table 5. 模擬裁判後の知識の理解・受容・考慮の評定値.

	法学	心理学
理解	1.80 (.91)	1.55 (.83)
受容	4.15 (1.00)	4.53 (.70)
考慮	3.66 (1.14)	4.00 (1.10)

Note. ()内は標準偏差

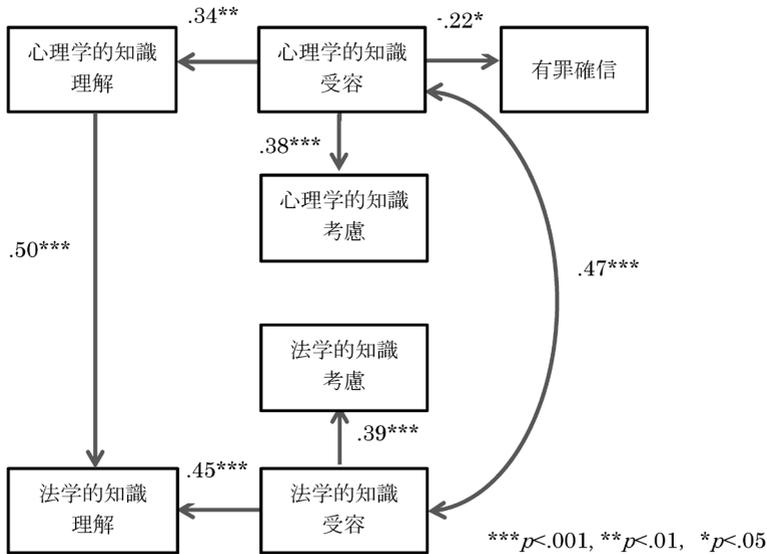
Table 6. 模擬裁判後の知識の理解・受容・考慮の評定値と有罪確信間の相関係数 (スピアマンの相関係数).

		理解		受容		考慮	
		法学	心理学	法学	心理学	法学	心理学
理解	心理学	.60**					
受容	法学	.52**	.19				
	心理学	.28*	.37**	.48**			
考慮	法学	.36**	.08	.43**	.23*		
	心理学	.35**	.27*	.23*	.39**	.29**	
	有罪確信	.02	-.20	-.01	-.24*	-.05	-.19

Note. N=84, ** $p < .01$, * $p < .05$

法学的知識の理解度については、すべての知識項目においてレクチャー実施の効果がみられた。「証人の証言」のみ模擬裁判後にレクチャー実施の有無によるちがいがみられなかったが、これは模擬公判で証人の証言の信頼性が争点であったことに拠ると思われる。しかし、受容度については、レクチャー実施の効果がみられたのは「起訴状」のみであった。心理学的知識の理解度については、レクチャー有条件の場合、模擬裁判後のレクチャー無条件において理解度が高かった「事後情報効果」「無意識的転移」を除くすべての知識項目において、レクチャー実施前よりも1週間後の模擬裁判後に有意に高まった。「アルコール」「事後情報効果」「記憶の弁別」「無意識的転移」の模擬裁判後の理解度は、レクチャー無条件とレクチャー有条件間で有意なちがいがみられなかったが、これは模擬公判でこれらの事象について言及されたことに拠るのかもしれない。受容度については、

法学的知識・心理学的知識の字義的理解と受容が有罪無罪判断に及ぼす影響



レクチャー有条件の場合、レクチャー実施後に有意に高まったのは「目撃時間」のみであった。また、模擬裁判後にレクチャー有条件がレクチャー無条件よりも有意に高かったのは、「凶器注目効果」のみであった。以上から、知識の字義的理解が高まっても、受容度は必ずしも高まらないことが確かめられた。次に、教示の有無によって評議後の有罪無罪の判断、及び判断の確信度を考慮した有罪確信にちがいはみられなかった（仮説2）。有罪無罪の判断には、上記知識の理解度が影響しない一方で、心理学的知識の受容度が影響した（仮説3）。法学的知識「自由心証主義」に加え、心理学的知識「アルコール」「記憶の弁別」については、有罪無罪判断で考慮した程度がレクチャー無条件よりもレクチャー有条件が有意に高かったが、パス解析の結果（Figure 1）から、有罪無罪判断に直接的に影響するのは、これらの知識を考慮した程度ではなく、心理学的知識の受容度であることが示された。

本研究で実施した模擬裁判の事案は、目撃証言の信頼性が争点となるものであった。レクチャーが心理学的知識の受容度を高める効果をもたなかったことから、目撃証言の信頼性が争点となる裁判員裁判で、当該知識にもとづいて有罪無罪判断が下される可能性が低いことが予測される。実験参加者の心理学的知識の受容度が一様ではなかったことは、実際の裁判員にもあてはまるだろう。たとえ一部のメンバーの心理学的知識や法学的知識の受容度が非常に高い場合であっても、それが評議体内で発言力のある者でない限り、評議体全体で共有される可能性は低い (Fujita & Hotta, 2011)。このことから、公正・公平な有罪無罪判断が下されるためには、法学的知識や心理学的知識など有罪無罪判断に関わる重要な知識について、裁判員・裁判官が十分に受容できる司法システムを構築することが望まれる。

目撃証言研究の蓄積が豊富なアメリカにおいては、公判廷で専門家が証言することは一般的である。Wilcox & NicDaeid (2018) の調査によると、陪審員経験者は、専門家の経歴の長さを最も重視し、語りかけるように説明されることで専門家証言の理解が深まり、信用性が高まったと回答している。今後の研究では、知識の受容度が高まる教示方法について検討する必要があるだろう。

本研究は JSPS 科研費 (課題番号 21830010) の助成を受けたものです。

引用文献

- 麻柄啓一 (2006). 例外への概念がルール学習に及ぼす効果—ルールの適用をいかに促進するか— 教育心理学研究, 54, 151-161.
- Brandon, L. Garrett. (2013). *Convicting the Innocent: Where Criminal Prosecutions Go Wrong*. Harvard University Press. (ブランドン, L. ギャレット. 笹倉香奈・豊崎七絵・本庄武・徳永光 (監訳) (2014). 冤罪を生む構造——アメリカ雪冤事件の実証研究—— 日本評論社)

- Clark, A. (1987). From folk psychology to naive psychology, Original Research Article. *Cognitive Science*, 11(2), 139-154.
- Fujita, M., & Hotta, S. (2011). The effect of presiding role and information amount differentials among group members on group decision making: Deliberation processes, final decisions, and personality. *International Journal of Law, Crime, and Justice*, 38, 216-235.
- 伊東裕司・矢野円都 (2005). 確信度は目撃記憶の正確さの指標となりえるか *Japanese Psychological Review*, 48(3), 278-293.
- Kassin, S. M., Ellsworth, P. M., & Smith, V. L. (1989). The "General Acceptance" of Psychological Research on Eyewitness Testimony: A Survey of the Experts. *American Psychologist*, 44, 1089-1098.
- Kassin, S. M., Tubb, V. A., Hosch, H. M. and Memon, A. (2001). On the "General acceptance" of eyewitness testimony research: A new survey of the experts. *American Psychologist*, 56, 405-416.
- Loftus, E. F., Loftus, G. R., & Messo, J. (1987). Some Facts About "Weapon Focus". *Law and Human Behavior*, 11(1), 55-62.
- Loftus, E. F., & Palmer, J. J. (1974). Reconstruction of automobile destruction: An example of the interaction between Language and memory. *Journal of Verbal Learning and Verbal Behavior*, 13, 585-589.
- 仲真紀子 (2009). 裁判員の法的知識と心理学的知識—裁判員制度への動機付けと知識の問題 岡田悦典・藤田政博・仲真紀子 (編) 裁判員制度と法心理学 (pp. 120-130) ぎょうせい
- 岡田悦典・仲真紀子・藤田政博 (2006a). 裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識 (1)—予備的アンケート調査から— 南山法学, 29, 37-76
- 岡田悦典・仲真紀子・藤田政博 (2006b). 裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識 (2)—予備的アンケート調査から— 南山法学, 30, 89-112
- 岡田悦典・仲真紀子・藤田政博 (2007). 裁判員の刑事裁判への参加意識と法に関する認識 (3・完)—予備的アンケート調査から— 南山法学, 30, 49-92
- Ross, D. F., Ceci, S. J., Dunning, D., & Togliani, M. P. (1994). Unconscious transference and lineup identification: Toward a memory blending approach. In D. F. Ross, J. D. Read, & M. P. Toglia (Eds.), *Adult eyewitness testimony: Current trends and developments* (pp. 80-100). Cambridge: Cambridge University Press.
- Stasser, G., & Stewart, D. (1992). Discovery of hidden profiles by decision-making groups: Solving a problem versus making a judgment. *Journal of Personality and Social Psychology*, 63(3), 426-434.

- Stasser, G., Taylor, L. A. and Hanna, C. (1989). Information Sampling in Structured and Unstructured Discussions of Three- and Six-Person Groups. *Journal of Personality and Social Psychology*, 57, 67-78.
- Tredoux, C., Meissner, C. A., Malpass, R. S., & Zimmerman, L. A. (2004). Eyewitness Identification. *Encyclopedia of Applied Psychology*, 1, 875-887.
- 植松正 (1939). 体験証言における伝聞の混入 心理学研究, 14(3), 232-243.
- 渡辺保夫 (1992) 無罪の発見 劾草書房
- Wells, G. L., Ferguson, T. J., & Lindsay, R. C. (1981). The tractability of eyewitness confidence and its implications for triers of fact. *Journal of Applied Psychology*, 66(6), 688-696.
- Wells, G. L., Small, M., Penrod, S., Malpass, R. S., Fulero, S. M., & Brimacombe, C. A. E. (1998). Eyewitness identification procedures: Recommendations for line-ups and photospreads. *Law and Human Behavior*, 22(6), 603-647.
- Willcox, A. M., & NicDaeid, N. (2018). Jurors' perceptions of forensic science expertwitnesses: Experience, qualifications, testimony style and credibility. *Forensic Science International*, 291, 100-108.
- 山崎優子 (2009) 裁判員への知識の教示とその効果—模擬裁判実験による検討 岡田悦典・藤田政博・仲真紀子 (編) 裁判員制度と法心理学 (pp. 131-139) ぎょうせい
- Yamasaki, Y. (2010). Towards A Healthier Judicial System: The effectiveness of legal and psychological instruction for lay judges. In L. L. Wai, Y. Sakurai, & Y. Wada (Eds.), A STUDY OF HEALTHY BEING From interdisciplinary perspectives (pp. 138-152). Chiba: Azusa Syuppansha.